

国の緊急事態宣言の延長を受けての区の考え方

1 区の方針

国や都の方針を踏まえ、以下のとおり定める。

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、医療機関や関係機関と連携し、区民の「命」を守る施策を強化する。
- ・変異株の感染者が増加していること等を踏まえ、人の流れを抑制するため、区主催・後援イベントの中止・延期の検討を行うほか、区民や事業者に、不要不急の外出やイベント・集会の自粛を呼びかけ、感染防止を図るため施設の一部を閉鎖する。
- ・区民に必要な情報を適時適切に発信する。

2 主な施設等の対策

出張所、学校、保育園、学童クラブ、福祉関係施設、公園等については、原則として引き続き業務を継続する。屋外スポーツ施設及びすみだトリフォニーホールは都立施設に準じて、図書館については近隣区の状況等に応じて、それぞれ条件付きで開館する。その他の施設については、引き続き休館とする。(期間：令和3年5月12日～令和3年5月31日)

別紙参照

3 区主催イベント・事業等の対応

宣言期間内の区主催・共催イベント・事業等については、実施の時期・内容を含めて見直しを行う。また、実施する場合は、人流抑制に配慮し、感染防止策を徹底する。

4 会議等の開催

宣言期間内に区を行う会議等については、原則として書面やオンライン開催等によることとするが、開催する場合には、感染予防対策の徹底を図る。

5 職員の執務体制

感染拡大により緊急対応業務が増加していることから、原則として通常どおりとするが、庁内の応援体制をより機動的に配置する。

国や都の要請内容によっては今後変更する可能性がある。

主な施設等の対策

出張所、学校、保育園、学童クラブ、福祉関係施設、公園等については、原則として引き続き業務を継続する。屋外スポーツ施設及びすみだトリフォニーホールは都立施設に準じて、図書館については近隣区の状況等に応じて、それぞれ条件付きで開館する。その他の施設については、引き続き休館とする。(期間 令和3年5月12日～令和3年5月31日)

主な施設等の開設状況

- ・出張所
業務を継続する。

- ・すみだ清掃事務所
業務を継続する。(ただし、古着等イベント回収などの一部業務は中止する。)

- ・障害者施設
通所施設について、一部業務を除き、継続する。

- ・高齢者施設
入所施設、通所施設について、一部業務を除き、継続する。

- ・子育て支援施設
保育所・学童クラブ・子育てひろば・児童館について、業務を継続する。

- ・保健センター
業務を継続する。

- ・コミュニティセンターなどの区民施設
5月31日(月曜日)まで閉館する。

- ・すみだトリフォニーホール
午後8時まで(ただし、イベント開催時は午後9時まで)開館する。

- ・屋外のスポーツ施設
午後8時まで開設する。

- ・すみだ北斎美術館・すみだ郷土文化資料館
5月31日(月曜日)まで閉館する。

- ・屋内のスポーツ施設
5月31日(月曜日)まで閉館する。

- ・ 図書館

午後 8 時まで開館する。ただし、閲覧席の半減、1 時間以内の利用要請及び混雑時の入館対応を行う。

- ・ 地域集会所、集会施設

5 月 31 日(月曜日)まで閉鎖する。

- ・ 公園施設

閉鎖する公園はない。

- ・ 区立小中学校

教育活動は継続する。ただし、学校施設の貸出(旧学校を含む。)は、屋外の施設(校庭)は午後 8 時まで貸出しを行い、屋内の施設は、5 月 31 日(月曜日)まで休止する。